別表第三を次のように改める。

別表第三　教育職俸給表㈠の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係）

組織の区分＼職務の級の区分	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	一人	一四七人	一〇三人	三二人	九人
防衛医科大学校	五二	五一	七〇	一二三	

別表第四防衛研究所の項中「一二二」を「一二三」に改め、同表海上自衛隊の項中「一六」を「一七」に改め、「四二」を「四一」に改め、同表航空自衛隊の項中「四四」を「四六」に改め、同表情報本部の項中「一一」を「一二」に改め、「二六」を「二七」に改め、同表防衛装備庁の項中「一二〇」を「一二四」に改め、「一六三」を「一五九」に改める。

別表第五ロの表陸上自衛隊の項中「一二六」を「一二八」に改め、「一四八」を「一四七」に改める。

別表第五ハの表防衛医科大学校の項中「四二」を「四五」に改め、「三六九」を「三六六」に改める。

別表第七及び別表第九を次のように改める。

別表第七　行政職俸給表の適用を受ける事務官等のうち再任用短時間勤務職員の級別定数表（第二条関係）

イ　行政職俸給表㈠

組織の区分＼職務の級の区分	十級	九級	八級	七級	六級	五級	四級	三級	二級	一級
防衛大学校	人	人	人	人	人	人	二人	一六人	人	人
防衛医科大学校							二	一七		
防衛研究所							一	五	三	
統合幕僚監部								一	一	
陸上自衛隊								一三二		二
海上自衛隊								二九	二三	
航空自衛隊								五三	三二	二
情報本部								五		
地方防衛局						六	三二	六六	一三	一
防衛装備庁						七	一六		一	